

草津東高校サッカー部 OB 会規約

＝ 第 1 章 総則 ＝

第 1 条（名称）

本会は、草津東高校サッカー部 OB 会（以下、「本会」という）と称する。

第 2 条（目的）

本会は、以下の目的をもって活動する。

1. サッカー部の発展および育成・支援
2. OB 同士の親睦・交流
3. サッカー部の伝統を継承・発展させること
4. サッカー部に関わる環境整備・出場大会への支援

第 3 条（事務局）

本会の事務局は、草津東高校または代表が指定する場所に設置する。

＝ 第 2 章 会員 ＝

4 第 4 条（会員資格）

1. 草津東高校サッカー部に在籍していた者
2. 本会の趣旨に賛同し、年会費を納める者

第 5 条（入会及び退会）

1. 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きを行うものとする。
2. 退会を希望する場合、事務局に届け出ることとする。
3. 会員が本会の名誉を著しく損ねた場合は、第 6 条に定める役員会の協議により、退会させることができる。

＝ 第3章 役員 ＝

第6条（役員の設定）

本会には以下の役員を置く。

- | | |
|--------|-------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 2名 |
| 3. 事務局 | 2名 |
| 4. 会計 | 1名 |
| 5. 年次長 | 各年次1名 |

第7条（役員の任務）

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在時にはその職務を代行する。
3. 事務局は、本会の企画・運営に協力する。
4. 会計は、本会の会計を管理し、年次報告を行う。

第8条（役員の任期）

役員の前任期は2年とし、再任を妨げない。

＝ 第4章 会議 ＝

第9条（総会）

1. 総会は、会長が必要とみなしたときに、会の活動方針や予算の決定を行う。
2. 臨時総会は、会長が必要とみなしたときに、または会員の3分の1以上の要請があった場合に開催する。

第10条（議決）

総会の議決は、出席会員の過半数の賛成により決定する。

＝ 第5章 会計 ＝

第11条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 12 条（会費）

1. 会員は、年会費を 3,000 円納めるものとする。
2. 会費の使途は、本会の活動費およびサッカー部支援に充てる。
3. 会員は会費とは別に本会に寄付することができる。
4. 会員以外からの特別援助金・その他収入を受け付けることができる。
5. 資金（基金）は役員会が管理するものとする。但しその管理は会計に委譲することができる。

第 13 条（会計報告）

会計は、会員に収支状況を報告する。

＝ 第 6 章 規約の変更 ＝

第 14 条（規約の改正）

本規約の改正は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成により行うことができる。

附則

1. 本規約は、2025年5月1日から施行する。
2. 2025年4月の総会で、本規約を改訂した。